津山市水道局

令和８年度水質検査計画

水道局では、令和８年度の「水質検査計画」を策定しました。水質検査は、供給する水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠であり、水質管理において重要な役割を担っています。

水質検査計画は、水道事業体が水道法施行規則に基づき、水質検査の適正化や透明性を確保するため、水質検査のために試料水の採水を行う地点、水質検査項目、検査頻度及び検査実施の理由等を明記したものです。

水質検査計画の内容

１　基本方針
２　水道事業の概要
３　水道の原水及び水道水の状況
４　検査地点
５　水質検査結果の評価と対策等について
６　水質検査項目及び検査頻度と臨時の水質検査
７　水質検査の方法
８　水質検査における試料の採取及び運搬方法
９　水質検査の信頼性の確認
１０　関係者との連携

津山市水道局では、水道の原水及び水道水の状況を踏まえ、上水道事業で供給する水道水について水質検査計画を策定し、実施してまいります。

水質検査計画は、水道水が安全で良質であることをさらにご理解いただけるよう、対象となる過去３年間の水質検査結果を基に見直しを行い、事業年度開始前にホームページ上で公表しています。

１　基本方針

１　検査地点は、浄水場などの系統を代表する給水栓に加えて、それぞれの浄水場の入口（原水）と浄水場の出口（浄水）とします。

２　検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目、及び水質管理上留意したほうがよいとされる水質管理目標設定項目、クリプトスポリジウム等原虫類及びその指標菌について実施します。

３　検査頻度は、水源の種類、検査項目のこれまでの検出状況などを考慮し定めます。

２　水道事業の概要

表－１　上水道の事業概要　　（令和７年４月１日時点）

区　分	内　容
給水人口	９３，８１７人
給水区域内普及率	９９．９％
給水戸数	４５，１４９戸
１日最大給水量	３９，２１０m³
１日平均給水量	３２，６３３m³

（※出典　水道統計）

水源は吉井川２箇所及び加茂川１箇所から取水する表流水と、１１箇所の井戸から取水する地下水があり、市内７箇所の受水地点で、岡山県広域水道企業団から用水供給を受ける水があります。

表流水の浄水施設は、小田中浄水場、草加部浄水場の２箇所があり、浄水施設の概要は次のとおりです。

表－２　表流水の浄水施設概要

浄水場名	小田中浄水場		草加部浄水場
水源	第１水源	第２水源	第３水源
所在地	津山市小田中２１２３－５		津山市草加部１２００
原水の種類	表流水（吉井川） ダム放流		表流水（加茂川） ダム放流
（環境基準類型）	（河川Ａ類型）		（河川Ａ類型）
沈澱池 処理能力（㎥/日）	２５，５４０		２３，９６０
浄水処理方法	凝集沈澱・アルカリ処理 急速ろ過 前塩素処理 中間塩素処理 後塩素処理 粉末活性炭処理		凝集沈澱・アルカリ処理 急速ろ過 前塩素処理 中間塩素処理 後塩素処理

地下水の浄水施設は、久米地区に大井・宮部水源、大井・坪井水源の２箇所、加茂阿波地区に９箇所あり、浄水施設の概要は次のとおりです。

表－３　地下水の浄水施設概要（久米地区）

原水名	大井・宮部水源（休止中）	大井・坪井水源（休止中）
所在地	津山市宮部下 字笹井田６０７	津山市坪井下 字鈴堂１６４１－１
原水の種類	地下水	地下水
処理能力（㎥/日）	２０５	２３２
浄水処理方法	塩素処理	塩素処理

※久米地区は、全量受水になっている。

表－４　地下水の浄水施設概要（加茂阿波地区）

原水名	落合水源	山河水源	物見水源	堂ケ原水源	黒木水源
所在地	津山市加茂町 塔中	津山市加茂町 山下	津山市加茂町 物見	津山市加茂町 宇野	津山市加茂町 黒木
原水の種類	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水
浄水処理方法	紫外線処理 塩素処理	紫外線処理 塩素処理	塩素処理	塩素処理	紫外線処理 塩素処理
原水名	倉見水源	阿波第１水源	阿波第２水源	阿波第３水源	
所在地	津山市加茂町 倉見	津山市阿波	津山市阿波	津山市阿波	
原水の種類	地下水	地下水	地下水	地下水	
浄水処理方法	塩素処理	紫外線処理 塩素処理	紫外線処理 塩素処理	膜ろ過 塩素処理	

市内の受水地点は次のとおりです。

表－５　市内の受水地点

名　称	草加部第２配水池	小田中第３配水池	種受水槽
所在地	津山市 綾部１９４３－６	津山市 小田中２０４１－１	津山市 種１１２５－１
計画最大供給能力（㎥/日）	９，５００	３，７５０	５００
名　称	河内田配水池	城ノ畝配水池	八巻山配水池
所在地	津山市 福田１０１８－４	津山市 新野山形４６１－５	津山市 市場４４４－２
計画最大供給能力（㎥/日）	１５０	１，６００	１，２００
名　称	久米第１配水池		
所在地	津山市 神代１５０２－３		
計画最大供給能力（㎥/日）	２，６４０		

３　水道の原水及び水道水の状況

津山市の水道水は、２４時間の水質管理を行い、適正な浄水処理を行っています。これまでの検査結果では水質基準値を充分満たしている水です。

津山市の水道は表流水・地下水から取水しており、それぞれの原水の特徴及び水質管理上注目すべき項目は次のとおりです。

１　表流水の場合

表－６　原水の汚染要因と水質管理上注目すべき項目

水源（原水）の汚染要因 及び留意すべき項目	降雨等による高濁度発生 藻類プランクトン発生による臭気障害 農薬散布 畜舎排水 油類等による突発汚染事故
水質管理上留意すべき項目	濁度 残留塩素 ＰＨ値 臭気物質 農薬類 トリハロメタン等消毒副生成物の増加 クリプトスポリジウム等原虫類

これまでの検査結果では水質基準値を充分満たしている水です。今後も水質基準値を満たしていること、そして安全であることを引き続き確認していきます。

２　地下水の場合

地下水は、一般に表流水と異なり、周囲の影響を受けることが少なく、良好な水質といえます。

地下水の水質管理上注目すべき項目として、クリプトスポリジウム指標菌があげられます。今後も他の項目を含めて、水質基準値を満たしていること、そして安全であることを引き続き確認していきます。

４　検査地点

１　水源

安全で良質な水道水を供給するために行う浄水処理には、水源水質が影響を与えるため、吉井川、加茂川の取水地点で検査を行います。

地下水は、各水源で検査を行います。

２　浄水場の入口と出口

浄水処理が適正に行われていることを確認するため、浄水場の入口（原水）と出口（浄水）の水質を検査します。

３　蛇口及びドレン

市内の配水池系統ごとに、検査地点を設け、２３箇所の検査を行います。

詳細については、資料編

表－１　定期水質検査（毎日）地点一覧表（Ｒ８年）
表－２　定期水質検査（毎月）地点一覧表（Ｒ８年）
図－１　上水道（旧市内）の検査地点（Ｒ８年）
図－２　上水道（久米地区）検査地点（Ｒ８年）
図－３　上水道（勝北地区）検査地点（Ｒ８年）
図－４－１～３　上水道（加茂地区）の検査地点（Ｒ８年）
図－５　上水道（阿波地区）の検査地点（Ｒ８年）

に示します。

５　水質検査結果の評価と対策等について

表流水を処理する浄水場では、水源上流域の降雪などの影響により、冬～春季に凝集処理不良を起こす恐れがあるため、アルカリ処理による凝集処理の適正化を図っています。

その他、残留塩素管理の徹底やクリプトスポリジウム等原虫類対策として、ろ過水濁度管理の徹底を図っています。さらに、臭素酸対策として臭素酸生成の原因となる不純物の少ない消毒剤を使用し、塩素酸対策として消毒剤管理（購入次亜塩素酸ナトリウムについては、保存期間が長期化しないような発注管理や分解を抑制するための温度管理など）を行うなど、浄水処理に使用する薬品、資材等についても適切に選択、運用、管理しています。

津山市水道局では、浄水場、水源の系統ごとの特徴に応じて水質検査を強化し、省令に定められた検査頻度の回数で水質検査を行ってきました。令和７年度の検査結果はいずれも水質基準を充分満たしていました。

このことは、前述の対策等により、すべての浄水場、水源系で適切な維持管理ができていることを裏付けています。

今後は、小田中浄水場の粉末活性炭施設において注入量を適切に管理し、かび臭に対応していきます。注入時期については５月から９月までの季節的な注入を原則としその期間前後でのかび臭検査結果を注視し、注入開始・終了時期について管理していきます。

水道法の改正により、「水質基準項目及び水質基準値」が見直され、より一層厳しい水質管理が求められてきています。これらの状況を踏まえ、引き続きすべての浄水場系統で適切な浄水処理と維持管理を行い、水質管理の徹底を図っていきます。

6　水質検査項目及び検査頻度と臨時の水質検査

１　定期の水質検査

浄水（浄水場浄水、給水地点管末）の水質基準項目の検査項目及び検査回数は、法令等に基づき、これまでの検査結果を考慮しながら決めていきます。

しかし、原水（浄水場入口）については評価基準がありませんので、津山市では各浄水場の状況から判断を行っています。

判断にあたっては、有害物質の流入の可能性の有無と各浄水場での除去性の有無が問題となります。

まず、各浄水場とも水源上流の直上域を調査した結果、有害物質排出源となりうる工場等が立地していないことから、有害物質の継続的な混入の可能性は極めて低い状況にあります。　さらに、万が一、施設内に流入した場合でも、各浄水場に設置された魚類監視装置や水質計器による連続監視により水質の変化をリアルタイムに検知することができ、取水停止や浄水処理強化などの迅速な対応を図ることが可能となっています。

そこで、原水（浄水場原水）の定期検査については、浄水処理の工程管理と原水水質変動の中長期的な監視を目的として、浄水（浄水場浄水、給水地点管末）の検査とあわせて、必要な項目について検査を実施します。

クリプトスポリジウム等原虫類及びその指標菌に関する検査については、表流水を処理する浄水場及び地下水について、クリプトスポリジウム等原虫類及びその指標菌（大腸菌、、嫌気性芽胞菌）検査等を行います。

また、令和７年度から有機フッ素化合物に関して、原水及び浄水場浄水に対しての検査を年１回、給水地点管末に対しての検査を年４回実施し、監視を強化します。

詳細については、資料編
表－３　水質基準項目と検査実施頻度
表－４　水質管理目標設定項目と検査実施頻度
表－５　クリプトスポリジウム等原虫類及び指標菌検査実施頻度
に示します。

２　臨時の水質検査

水道水質基準に適合しないおそれがある以下に示す場合には、水安全計画に基づき、臨時の水質検査を実施します。

- 定期検査で異常が見つかった場合
- 油流出等の水質汚濁事故が発生した場合
- 魚等の死骸が多数浮上した場合
- 消化器系の感染症が取水口の上流や給水区域で流行している場合
- 水道施設が著しく汚染されるおそれがある場合

●その他必要があると認められる場合

7　水質検査の方法

水質検査は、岡山県広域水道企業団と共同検査、委託検査を実施します。

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」）に準じて岡山県広域水道企業団が行います。

具体的な検査項目、検査頻度については、６の水質検査項目及び検査頻度に掲載しています。

8　水質検査における試料の採取及び運搬方法

検査においての試料の採取及び運搬については、岡山県広域水道企業団で採取を実施し、岡山県広域水道企業団の水質検査室へ運搬しています。
水道局職員によって試料の採取をすることもあるため、岡山県広域水道企業団が実施している採水講習会への参加や個別相談等により、採取の方法等の確認、指導を受けています。

9　水質検査の信頼性の確認

岡山県広域水道企業団は、内部精度管理の実施や厚生労働省等が行う外部精度管理に参加している。それら精度管理の実施状況、水質検査の結果の根拠となる書類や資料の提供を受けたり閲覧したりすることにより、信頼性の確認を行います。

また、水質基準項目に関する品質管理の認証（水道ＧＬＰ等の取得やこれに類する取組の状況）に関する書類を確認するとともに、検査施設への立入検査等、水質検査機関に対して水質検査の業務の確認に関する調査を実施し、水質検査機関の技術能力の把握に努めます。

１０　関係者との連携

表流水の取水地点上流における水質に関する事件、事故等は、浄水処理を行う過程で影響も大きく、水道水の水質の安全確保に重大な問題となることもありますので、同一水系の市町村、岡山県生活衛生課、日本水道協会岡山県支部等関連機関と十分な連携が図れる体制を整備しています。事件、事故などの発生により浄水場水源が汚染されること、または、その可能性がある場合には、関連機関と連携を図り、汚染状況の調査、原因物質の特定、あるいは有害性や除去性などの情報収集を行い、取水停止や浄水処理強化、臨時の水質検査など状況に応じた措置を講じます。

津山市水道局

令和８年度水質検査計画

資料編

資料編　表－1　定期水質検査（毎日）地点一覧表（令和8年度）

水質検査（旧市内・勝北地区・久米地区）

番号	地区	場所	系統		測定
1	瓜生原	瓜生原地内給水栓	草加部	草加部第1	毎日
2	池ヶ原	池ヶ原地内給水栓	草加部	草加部第1	毎日
3	下津川	民家宅前消火栓	草加部	草加部第2	毎日
4	上横野	野介地内給水栓	草加部	草加部第2→大篠	毎日
5	福田	福田地内給水栓	小田中	小田中第1	毎日
6	神戸	神戸地内給水栓	小田中	小田中第1	毎日
7	西山方	西山方地内給水栓	小田中	小田中第3→田辺	毎日
8	押渕	押渕地内給水栓	（企受）	種→荒神山	毎日
9	下野田	下野田地内給水栓	（企受）	城ノ畝→西下	毎日
10	大吉	広戸神社付近給水栓	（企受）	八巻山→西村→大岩	毎日
11	久米川南	大久保会館	（企受）	久米第1→久米第2	毎日
12	宮部上	宮部上地内給水栓	（企受）	久米第1→久米第3→宮部上	毎日
13	八社	八社地内給水栓	（企受）	久米第1→久米第4→福田上	毎日
14	坪井上	坪井上地内給水栓	（企受）	久米第1→久米第3	毎日

水質検査（加茂地区・阿波地区）

番号	地区	場所	系統		測定
1	槍原	槍原ポンプ室前	落合水源	新斉の谷→行重高区	毎日
2	知和	民家宅前消火栓	落合水源	新斉の谷	毎日
3	河井	民家宅前消火栓	山河水源	山河	毎日
4	物見	古屋ポンプ室前	物見水源	物見	毎日
5	原口	原口高区ポンプ室前	堂ヶ原水源	堂ヶ原	毎日
6	黒木	民家宅前消火栓	黒木水源	黒木圧力調整池	毎日
7	倉見	民家宅前消火栓	倉見水源	倉見低区	毎日
8	大沢	下沢バス停前	阿波第1・第2水源	西谷低区	毎日
9	大高下	阿波ふるさとふれあい会館	阿波第3水源	大杉	毎日

資料編　表－2　定期水質検査（毎月）地点一覧表（令和8年度）

毎月水質検査（旧市内・勝北地区・久米地区）

番号	地区	場所	系統	
1	瓜生原	瓜生原地内給水栓	草加部	草加部第1
4	上横野	野介地内給水栓	草加部	草加部第2→大篠
5	福田	福田地内給水栓	小田中	小田中第1
7	西山方	西山方地内給水栓	小田中	小田中第3→田辺
8	押渕	押渕地内給水栓	（企受）	種→荒神山
9	下野田	下野田地内給水栓	（企受）	城ノ畝→西下
10	大吉	広戸神社付近給水栓	（企受）	八巻山→西村→大岩
11	久米川南	大久保会館	（企受）	久米第1→久米第2
12	宮部上	宮部上地内給水栓	（企受）	久米第1→久米第3→宮部上
13	八社	八社地内給水栓	（企受）	久米第1→久米第4→福田上

毎月水質検査（加茂地区・阿波地区）

番号	地区	場所	系統	
1	槍原	槍原ポンプ室前	落合水源	新斉の谷→行重高区
3	河井	民家宅前消火栓	山河水源	山河
4	物見	古屋ポンプ室前	物見水源	物見
5	原口	原口高区ポンプ室前	堂ヶ原水源	堂ヶ原
6	黒木	民家宅前消火栓	黒木水源	黒木圧力調整池
7	倉見	民家宅前消火栓	倉見水源	倉見低区
8	大沢	下沢バス停前	阿波第1・第2水源	西谷低区
9	大高下	阿波ふるさとふれあい会館	阿波第3水源	大杉

図－１　上水道（旧市内）の検査地点（令和８年度）

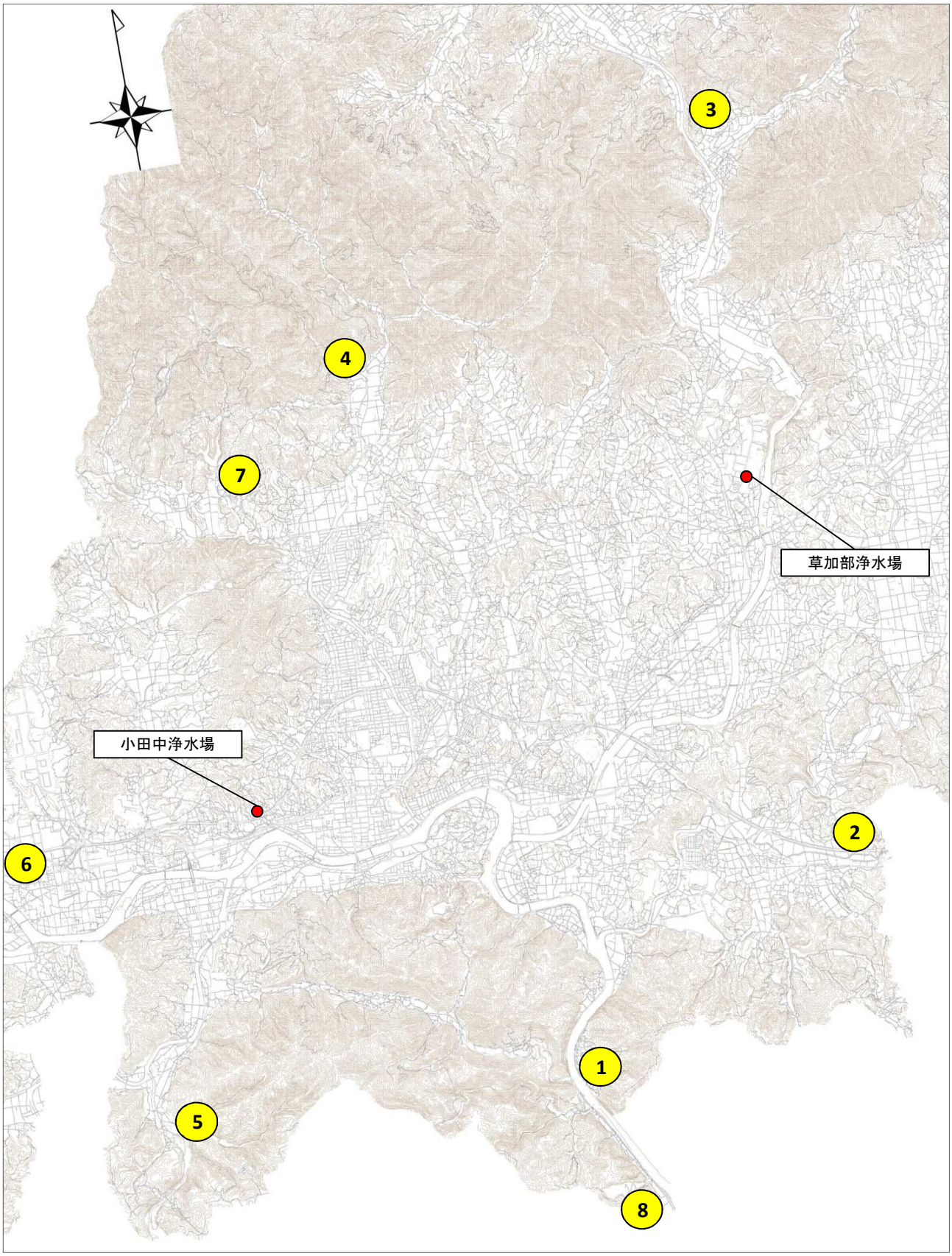

図－２　上水道（久米地区）の検査地点（令和8年度）

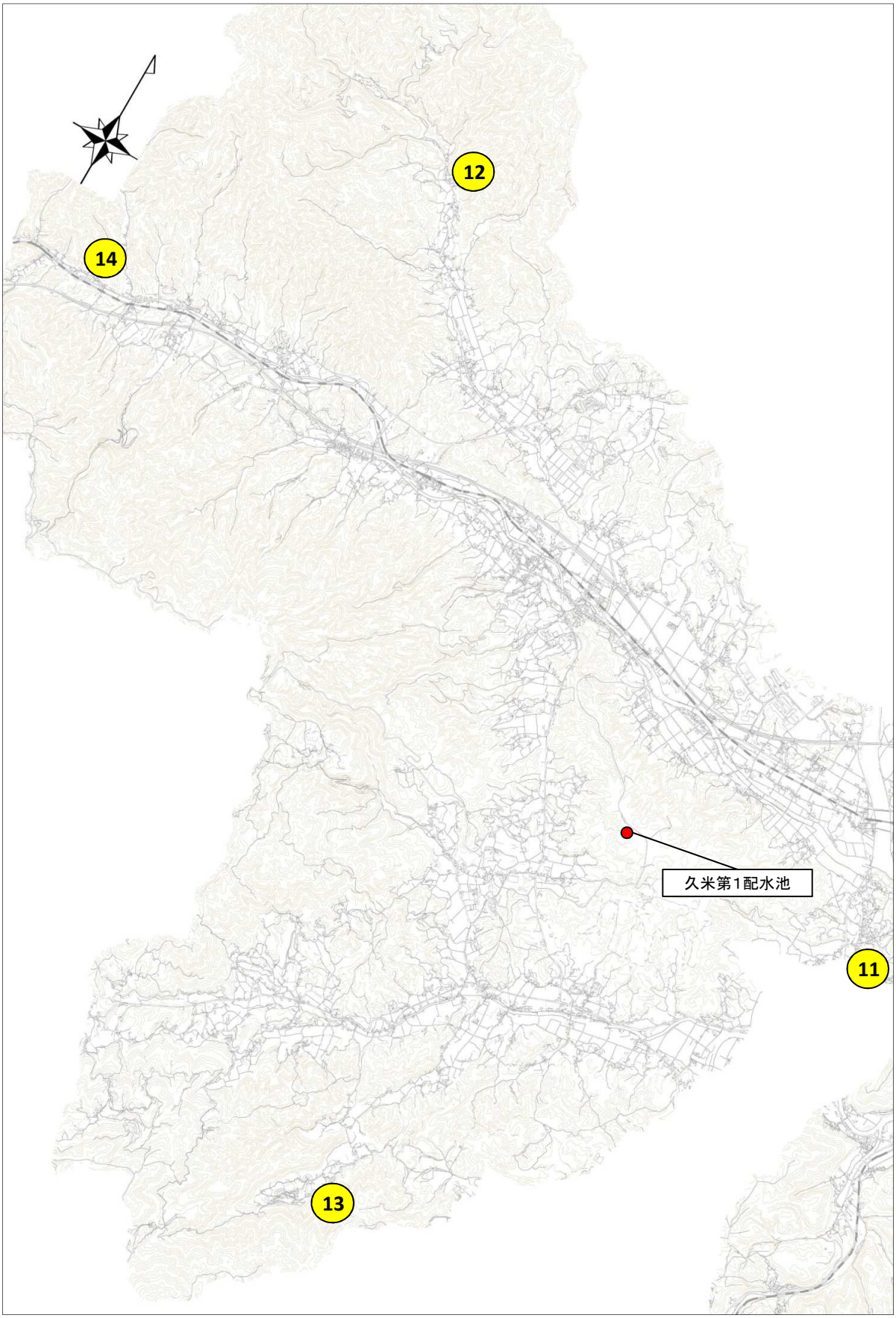

図－３　上水道（勝北地区）の検査地点（令和8年度）

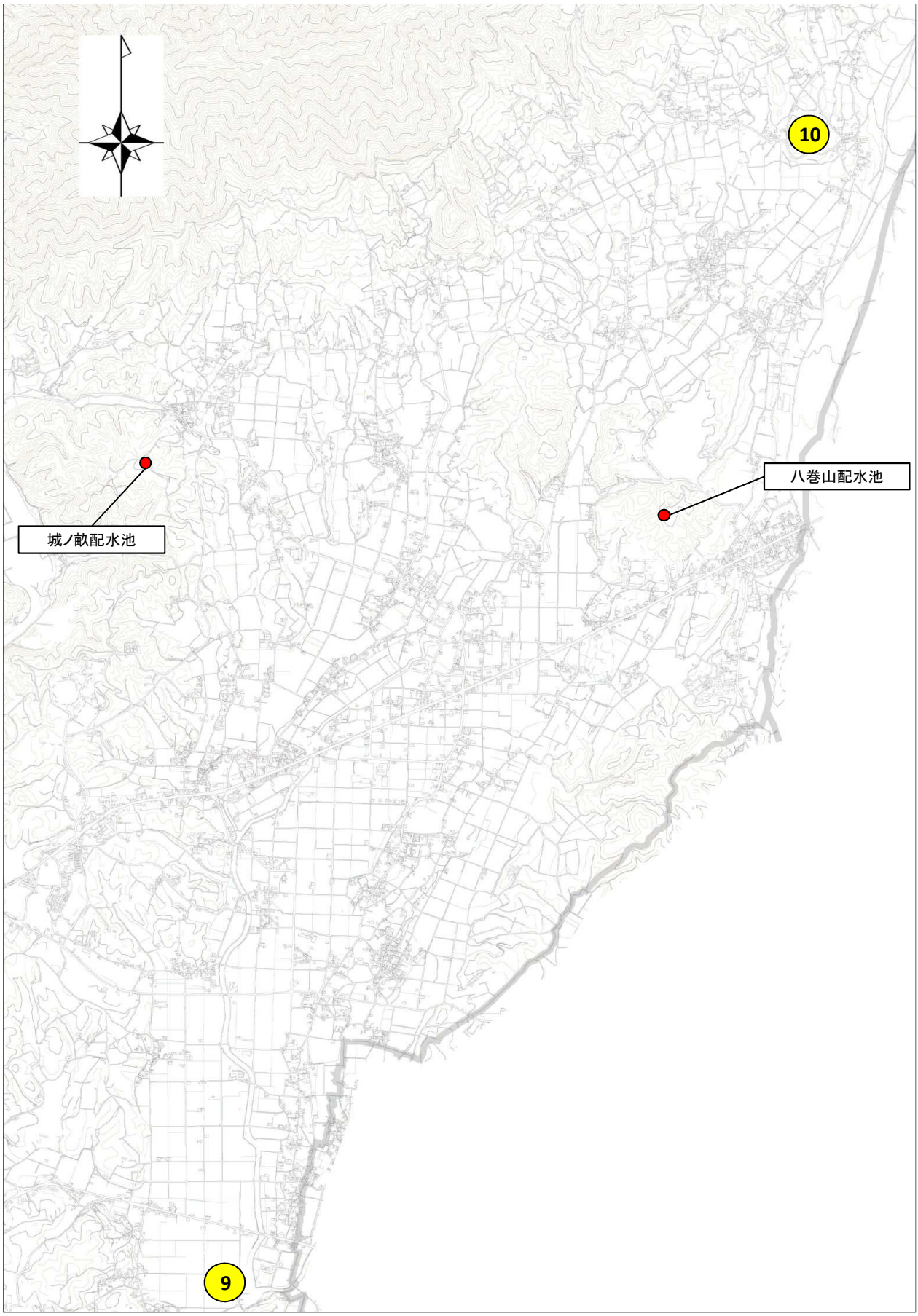

図－４－１　上水道（加茂地区）の検査地点（令和８年度）

落合水源系

堂ヶ原水源系

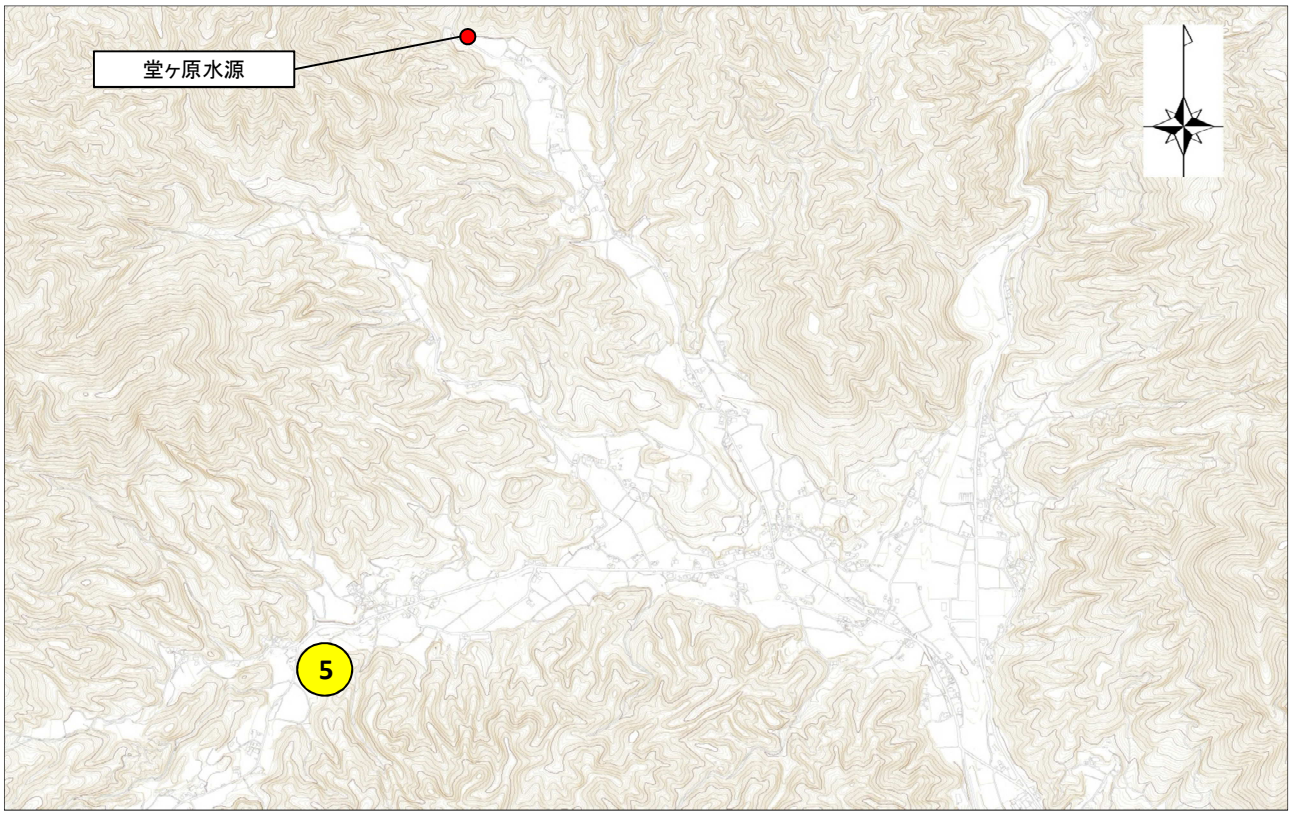

図－４－２　上水道（加茂地区）の検査地点（令和８年度）

黒木水源系

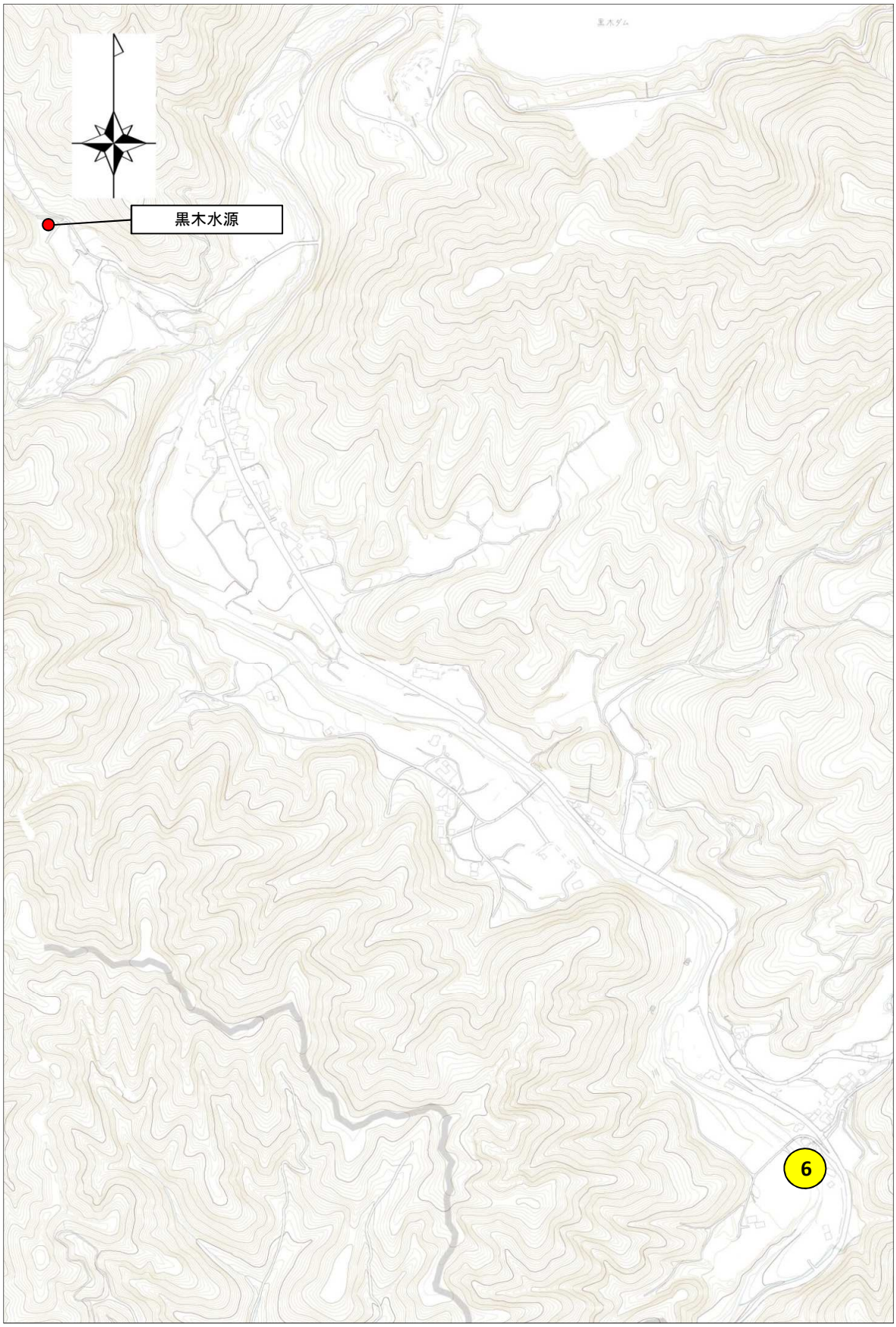

図－４－３　上水道（加茂地区）の検査地点（令和８年度）

倉見水源系

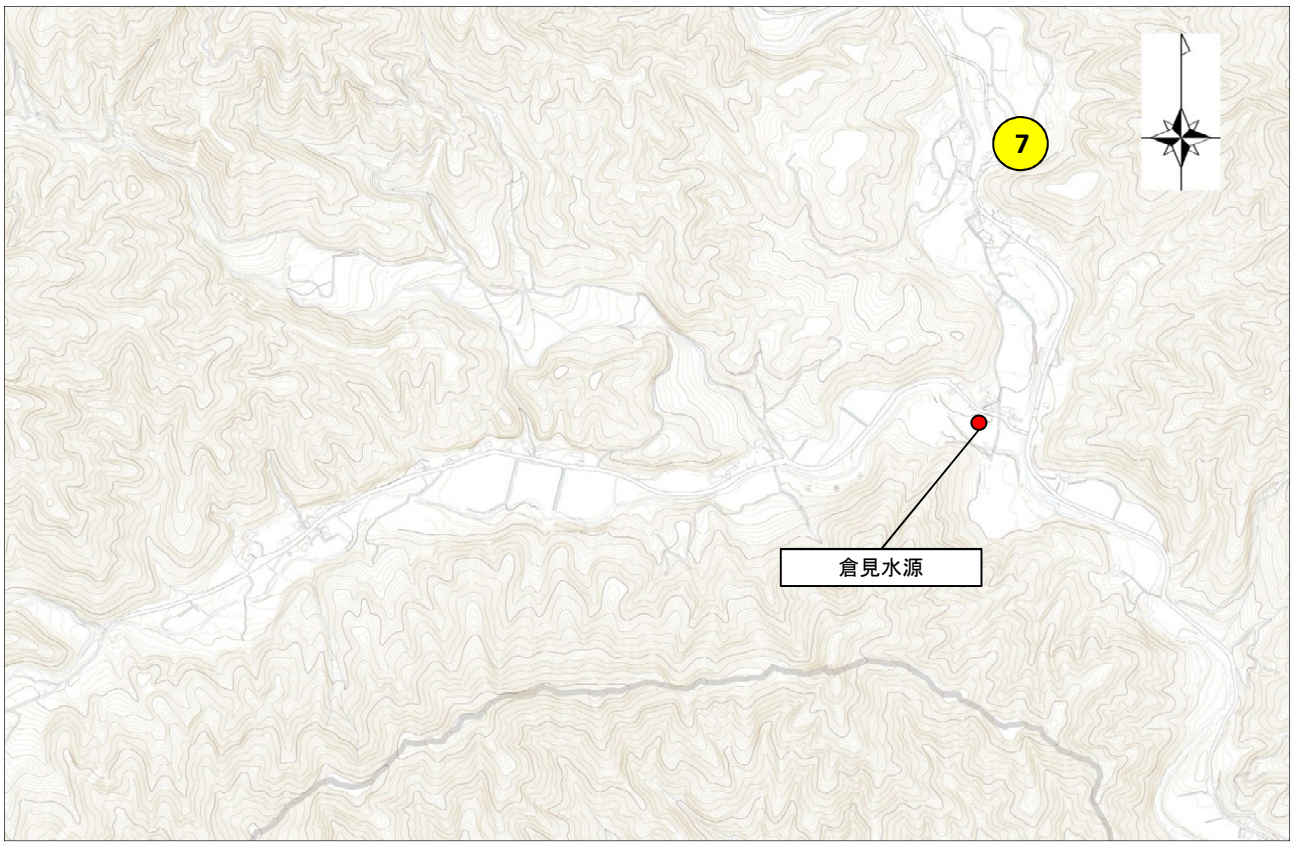

山河水源系、物見水源系

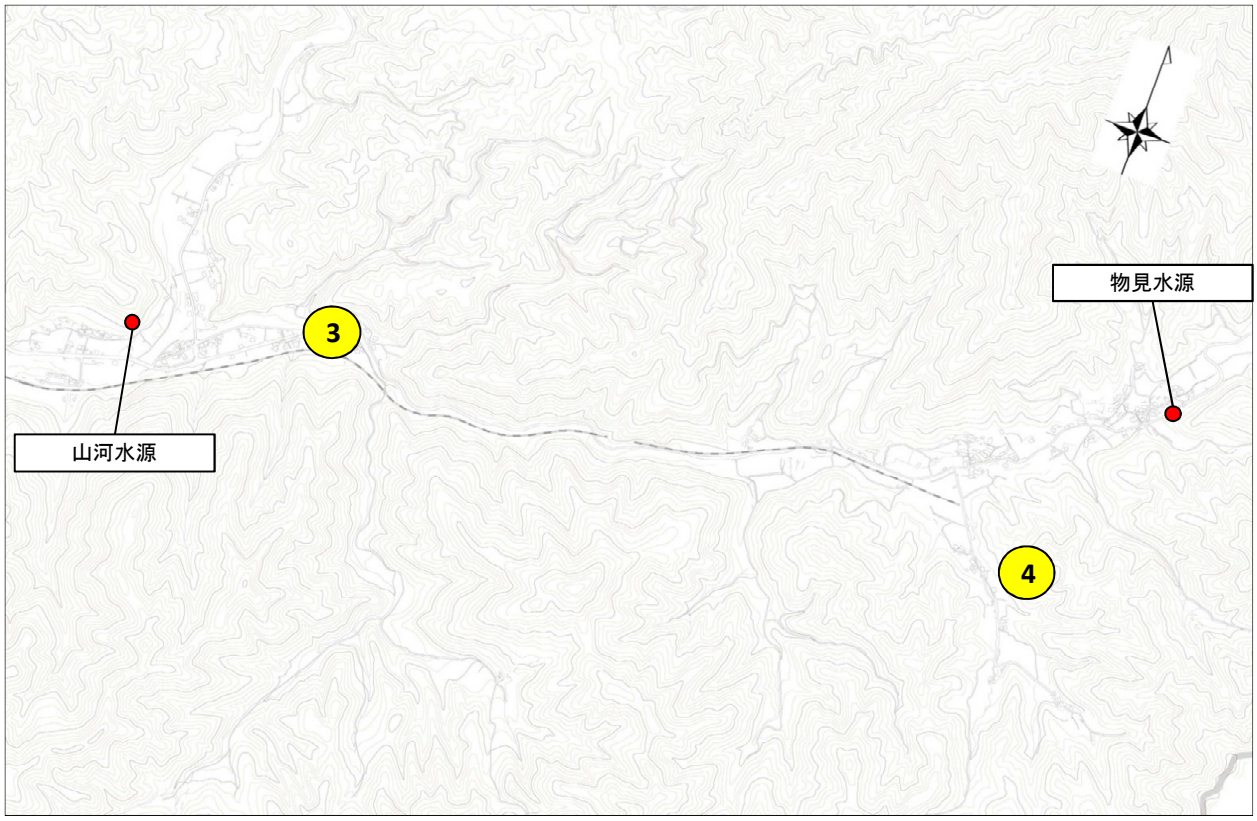

図－５　上水道（阿波地区）の検査地点（令和8年度）

阿波第1・第2水源系、阿波第3水源系

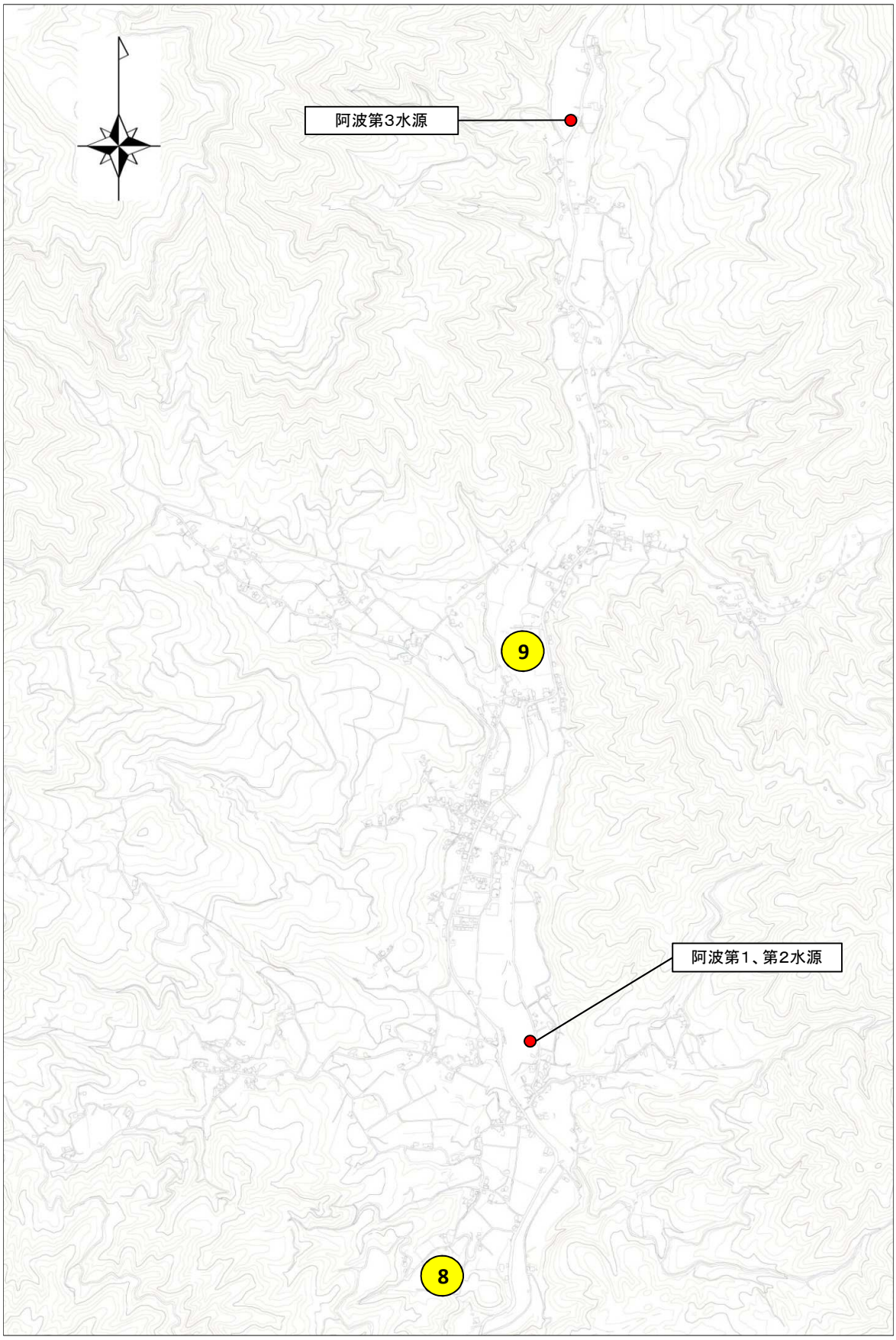

資料編　表－3　水質基準項目と検査実施頻度

項目		基準値（mg/l）	過去３年間の最高値（浄水・給水地点）（R5～R7）	省令に基づく検査回数	検査計画頻度（回／年）				設定理由等
					浄水場		給水地点		
					原水	浄水	管末	その他	
1	一般細菌	100個／ml以下	2	１ヶ月１回	12	12	12	－	毎月検査項目
2	大腸菌	検出されないこと	0		12	12	12	－	
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	＜ 0.0003	３年１回	1	－	1	－	水質管理上のため
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	＜ 0.00005		1	－	1	－	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	＜ 0.001		1	－	1	－	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	＜ 0.001		1	－	1	－	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	＜ 0.001		1	－	1	－	
8	六価クロム化合物	0.02以下	＜ 0.002		1	－	1	－	
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	＜ 0.004		1	－	1	－	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	＜ 0.001	３ヶ月１回	1	－	4	－	※２
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.4	３年１回	1	1	1	－	※１
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	＜ 0.08		1	－	1	－	
13	ホウ素及びその化合物	1以下	＜ 0.02		1	－	1	－	水質管理上のため
14	四塩化炭素	0.002以下	＜ 0.0002		1	－	1	－	
15	1，4－ジオキサン	0.05以下	＜ 0.005		1	－	1	－	
16	シス－1,2－ジクロロエチレン及びトランス－1,2－ジクロロエチレン	0.04以下	＜ 0.002		1	－	1	－	
17	ジクロロメタン	0.02以下	＜ 0.002		1	－	1	－	
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	＜ 0.001		1	－	1	－	
19	トリクロロエチレン	0.01以下	＜ 0.001		1	－	1	－	
20	ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ	0.00005以下	＜ 0.000005		1	1	4	－	※４
21	ベンゼン	0.01以下	＜ 0.001		1	－	1	－	水質管理上のため
22	塩素酸	0.6以下	0.12	３ヶ月１回	－	－	4	－	※２
23	クロロ酢酸	0.02以下	＜ 0.002		－	－	4	－	
24	クロロホルム	0.06以下	0.019		－	－	4	－	
25	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.005		－	－	4	－	
26	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.003		－	－	4	－	
27	臭素酸	0.01以下	＜ 0.001		－	－	4	－	
28	総トリハロメタン	0.1以下	0.029		－	－	4	－	
29	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.009		－	－	4	－	
30	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.008		－	－	4	－	
31	ブロモホルム	0.09以下	＜ 0.001		－	－	4	－	
32	ホルムアルデヒド	0.08以下	＜ 0.008		－	－	4	－	
33	亜鉛及びその化合物	1以下	＜ 0.1	３年１回	1	－	1	－	水質管理上のため
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.04	１年１回	1	－	1	－	※１
35	鉄及びその化合物	0.3以下	＜ 0.03	３年１回	4	4	1	－	
36	銅及びその化合物	1以下	＜ 0.1		1	－	1	－	水質管理上のため
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	7.2		1	－	1	－	
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	＜ 0.001		4	4	1	－	※１
39	塩化物イオン	200以下	10.8	１ヶ月１回	12	12	12	－	毎月検査項目
40	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300以下	22	３年１回	4	4	1	－	水質管理上のため
41	蒸発残留物	500以下	64	１年１回	1	－	1	－	省令に基づく
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	＜ 0.02	３年１回	1	－	1	－	水質管理上のため
43	ジェオスミン	0.00001以下	0.000002	発生時期に１ヶ月１回	1	－	5	－	※３
44	2－メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001		1	－	5	－	
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	＜ 0.005	３年１回	1	－	1	－	水質管理上のため
46	フェノール類	0.005以下	＜ 0.0005		1	－	1	－	
47	有機物（ＴＯＣ）	3以下	0.9	１ヶ月１回	12	12	12	－	毎月検査項目
48	ｐＨ値	5.8～8.6	7.5		12	12	12	－	
49	味	異常でないこと	異常なし		－	12	12	－	
50	臭気	異常でないこと	異常なし		12	12	12	－	
51	色度	5度以下	<1.0		12	12	365	－	
52	濁度	2度以下	<0.1		12	12	365	－	

過去３年間の最大値の検査結果は令和５年度から令和７年度のデータです。

※１　１１，１２，３３，３４，３７の項目については、基準値の１／５を超えて検出された管末地点については、３ヶ月に１回検査を行います。

※２　１０，２１～３１の消毒副生成物の項目については、３ヶ月に１回以上の検査を行います。

※３　臭気原因物質である４２，４３の項目については、藻類の発生時期（５月～９月）に１ヶ月に１回配水池系統ごとに１地点選定し検査を行います。地下水を水源としている箇所については、藻類の発生の疑いがないため、１年に１回検査を行います。

※４　令和８年度から基準項目に分類変更され、管理目標設定項目から削除されます。

※　浄水方法の変更となった管末地点では、３年間省令に基づく検査回数を減ずることなく行います。

資料編　表－４　水質管理目標設定項目と検査実施頻度

番号	項目	目標値（mg/ℓ） ※暫定値	検査計画頻度（回／年）		
			浄水場原水	浄水場浄水	管末地点
1	アンチモン及びその化合物	0.015以下	1	－	－
2	ウラン及びその化合物	0.002以下	1	－	－
3	ニッケル及びその化合物	0.01以下	1	－	－
4	亜硝酸態窒素	削　除			
5	1，2－ジクロロエタン	0.004以下	1	－	－
6	トランス－1,2－ジクロロエチレン	削　除			
7	1,1,2－トリクロロエタン	削　除			
8	トルエン	0.4以下	1	－	－
9	フタル酸ジ（2－エチルヘキシル）	0.08以下	1	－	－
10	亜塩素酸	0.6以下	※1	※1	※1
11	塩素酸	削　除			
12	二酸化塩素	0.6以下	※1	※1	※1
13	ジクロロアセトニトリル	0.01以下	－	－	4（※3）
14	抱水クロラール	0.02以下	－	－	4（※3）
15	対象農薬リスト掲載農薬類	1以下	※2	－	－
16	残留塩素（●）	1以下	－	365	365
17	カルシウム・マグネシウム等（硬度）（●）	10以上100以下	4	4	4
18	マンガン及びその化合物（●）	0.01以下	4	4	4
19	遊離炭酸	20以下	－	－	1
20	1,1,1－トリクロロエタン	0.3以下	1	－	－
21	メチル－t－ブチルエーテル（MTBE）	0.02以下	1	－	－
22	有機物質（過マンガン酸カリウム消費量）	3以下	1	－	1
23	臭気強度（ＴＯＮ）	3以下	－	－	1
24	蒸発残留物（●）	30以上200以下	1	－	1
25	濁度（●）	1度以下	12	12	365
26	ｐＨ値（●）	7.5程度	12	12	12
27	腐食性（ランゲリア指数）	0～－1	－	－	1
28	従属栄養細菌	2000以下	－	－	1
29	1,1－ジクロロエチレン	0.1以下	1	－	－
30	アルミニウム及びその化合物	0.1以下	1	－	1

※１　消毒剤（二酸化塩素）を使用していないため検査を行いません。

※２　流域における農薬使用状況の調査や過去の検査結果などに基づいて、検査する項目を決定し、散布時期（４月～１０月）に原水で１回／月検査を行います。

※３　水質基準項目にある消毒副生成物の検査頻度と同様の扱いとなるため、３ヶ月に１回検査を行います。

※４　小田中浄水場および草加部浄水場の浄水については３ヶ月に１回検査を行います。

●　検査計画頻度に記入しています４，１２，３６５の数字については、水質基準項目と同様の項目のため、水質基準項目の表と同様の検査回数が表記されています。

資料編　表－５　クリプトスポリジウム等原虫類及び指標菌検査実施頻度

項　目		検査計画頻度（回／年）		
		浄水場原水	浄水場浄水	管末地点
クリプトスポリジウム等原虫類		4	4	－
指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）		12	－	－

表流水を処理する浄水場では、指標菌（大腸菌、大腸菌ＭＰＮ、嫌気性芽胞菌）の検査を、汚染のおそれの判断のために原水で１年に１回行います。また、クリプトスポリジウム等原虫類の検査については、安全確認のために原水、浄水で１年に４回行います。
対策施設未整備の地下水については、指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）の検査を、汚染のおそれの判断および監視のために原水で毎月１回行います。